

第二十四回帝國議會
衆議院

監獄法案外五件委員會會議錄(速記)第二回

會議

明治四十一年二月二十九日午後一時三十分開議

出席委員左ノ如シ

磯部 四郎君

元田

肇君

栗塚

省吾君

宮古 啓三郎君

立川

雲平君

阿部

德三郎君

後藤 文一郎君

板倉

中君

古賀

庸藏君

高橋 安爾君

丸山嵯峨一

中西

六三郎君

山村 豐次郎君

森

肇君

向坂

弘君

江原 節君

北村

左吉君

尾形

兵太郎君

田寺 敬信君

國井

庫君

石田

仁太郎君

森田 卓爾君

望月

長夫君

久保田與四郎君

松本 大吉君

矢島

浦太郎君

岡井

藤之丞君

山根 正次君

谷澤

龍藏君

大戸

復三郎君

小河 源一君

花井

卓藏君

入江

武一郎君

小川 平吉君

北島

具雄君

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 松田 正久君

司法省參事官 齊藤十一郎君

司法省參事官 小川滋次郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

監獄法案

刑法施行法案

印紙犯罪處罰法案

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法施行條例中改正法律案

○委員長(磯部四郎君) 愈々是ヨリ委員會ヲ始メマスガ人員モ十分ノヤウニ考ヘマ

ス、ソレデチヨット前以テ御諮リ致シマスルノハ、此度委員ニ付託セラレタ部分ノ中、此

裁判所構成法ノ三年間ヲ一年六箇月以上ニ改ムルト云フダケノ極簡單ナル此一件ハ、

先キニヤラナレバナラヌ必要ガアルヤウデゴザイマスカラ、是ダケヲ一ツ今日ハ委員會ニ

於テ、直ク御決議ヲ願ヒタイト考ヘテ居リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○谷澤龍藏君 此案ハ已ムヲ得ナイノデゴザイマセヌカラ、即決ヲ願ヒマス

○望月長夫君 質問ダケシテ置キタイ、成程必要トハ思ハル、ケレドモ、今日マデ毎度

僅バカリノ期限ヲ切デ延バシノシテ、今度初メテ多年ノ實驗ニ依テ構成法ヲ一年

六箇月以上ニ改正シテモ差支ナイト認メタト、斯ウ云フノデスカラ其認メラレタ事實ヲ

明瞭ニ説明ヲ願フデ置キタイ、全体裁判所構成法ト云フモノハ、當初條約改正ニ付テ

必要ガアルト云フノデ、三年間學問ヲスル、三年教ヘテ初メテ裁判ヲ取ラセルト云フコト

ハ、信用ノ爲メニ出タノデアル、而シテ是マデ改正シナクテ差支ナカッタモノヲ、一年六箇

月以上トシナケレバ差支ヘルト認メラレタ實蹟、之ヲ認メラレタ根據ハドコニアルカ、説明

ヲ願フデ置キタイ

○政府委員(齊藤十一郎君) 唯今ノ御質問ニ御答致シマス、司法官試補ノ修習

期間ヲ構成法ノ明文通り三箇年トシテ實行シマスコトハ、是迄ノ事實ニ依リマスル

明治二十六年カラ二十八年ニ亘リマシテ二年四箇月間ダケヤッタノデゴザイマス、此間

三二年間修習ヲ致シテ、第二回試驗ヲ受ケマシタモノガアリマシタノデゴザイマスルガ、第

二回試驗ノ結果ニ依リマシマスルト、修習ヲ致シマシタ者ノ成績一年六箇月以上實習

シマシテ試驗ヲ受ケマシタモノノ成績ニ於テ、大イナル差異ヲ認メマシタノデアッタノ

デス、尙今日一年六箇月以上修習ヲ致シマシテ、判事檢事ニ現ニナッテ居リマス者モ

多々ゴザイマスルガ、今日ノ裁判事務、檢察事務ノ上ニ於キマシテ、完全トハ申サレマセ

ヌケレドモ、併ナガラ其職務ヲ執ルニ於テ、敢テ差支ナイコトヲ認メテ居ルノデゴザイマス、

ソレ故ニ一年六箇月以上修習ヲ致サセ、第二回試驗ノ準備ヲシナクモ、別段不都合ハ

ナイト認メタノデアリス

○望月長夫君 唯今現ニ行ハレテ居ル延期ノ法律ニ復サレタ當時、確カ從來ヨリ第

二回試驗ノ方法ヲ改メラレタと思フ、其以前ハ二回試驗ト云フモノハ殆ド形式デ、全ク

落第サセナイト云フヤウナ方針デアッタト承知シテ宜イ位ノ事實デアッタと思フ、所ガ此前

ニ一年六箇月ニ規定ヲ延期スル際、今後ハ二回試驗ノ方法ヲ多少嚴重ニシテ、實際

ノ能否ヲ調ベテ、從來ノヤウナ風ニ能力ガアッテモ無クデモ、先ツ採用スルト云フヤウナ

コトニハシナイト云フ説明ガアッテ、此前ノ時ニ延期ニ同意ヲシタと思フガ、試驗方法

ヲ多少改メラレタ、以後ノ試驗ニ於ケル受験者ノ及第落第ノ數ガ、概要御分リニナルナ

ラバチヨット問ヒタイ

○政府委員(齊藤十一郎君) 御答ヲ致シマス、少シ數字ニ涉リマスカラ、御聽キニクカ

ラウトハ存ジマスケレドモ、此表ガ出來テ居リマスカラ申上ゲマス、明治二十八年四月ニ

行ヒマシタ試驗ノ受験者ハ百二十八人ゴザイマシテ、落第者ハ十人ゴザイマス、同年七

月ニ行ヒマシタ試驗ノ受験者ハ五十一人ゴザイマシテ、落第者ハ五人ゴザイマス、同年

十二月ニ行ヒマシタ試驗ノ受験者ハ十六人ゴザイマシテ、落第者ハ一人、三十九年ノ

三月ニ行ヒマシタ試驗ノ受験者ハ四十人アリマシテ、落第者ハ三人、同年六月ニ行ヒマ

六人、落第者が三人、同年七月ノ試験ノ受験者ハ四十五人、落第者ハ三人、斯様ニナッテ居マス、三十八年カラ四十年ニ至ルマデノ間ノ受験者ハ四百三十一人ゴザイマシテ、其中落第者ハ三十八人、斯様ニナッテ居マス、ソレカラ尙其以前ノハ宜ウゴザイマスカ、ソレダケ御答致シテ置キマス

○委員長(磯部四郎君) 別段御質問ハアリマセヌカ

○阿部徳三郎君 少シ此問題トハ離レテ居ルカモ知レマセヌカ、此際チヨット政府ノ意見ヲ承ッテ置キタイ、見渡ス限リ全國ノ各區裁判所、是ハ以前ハ司法官試補ト云フモノヲ以テ、檢事代理トシテ檢事ノ事務ヲ取扱ッテ居タリマスガ、近年ニ至リマシテ、殆ド其制度ヲ一變セラレテ、此多クノ區裁判所ノ檢事ノ事務ナルモノハ、司法警察官ヲ以テ代用サレテ居ルノデアリマス、デソレニ付キマシテ吾々常ニ法律ノ事務ニ從事シテ居ルモノハ、頗ル其取扱ニ付テ危險ヲ感ジテ居ルコトモアリマスノデアリマス、デ政府ハ將來モ尙現狀ノ儘デ、司法警察官ヲシテ檢事ノ事務ヲ取扱ハセルト云フ御意見見デアリマセウカ、又今般ノ如ク構成法中ニ於テ一部ノ改正ヲ斷行サレテ、而シテ將來ニ向ッテハ大ニ此區裁判所ノ檢事ノ事務ト云フモノニハ、相當ノ檢事若クハ檢事代理者ヲ置イテ、事務ヲ取扱ハセルト云フ方針デアリマセウカ、其邊ノトコロヲ一ツ承リタイ

○政府委員(法學博士河村讓三郎君) 御答致シマス、政府ハ漸次ニ各區裁判所ニ專任ノ檢事ヲ配置致シタイト云フ考デアリマス、ソレ故ニ四十一年度ニ於キマシテ、檢事十名ノ増員ヲスルノ計畫ヲ立テ、其豫算ノ御協賛ヲ得マシヤウナ次第デ、尙追々ニ區裁判所ニ檢事ヲ配置致スノ考デアリマス

○谷澤龍藏君 本員ハ此案ニ異議ハアリマセヌカ、丁度今諸君カラ御尋ガアリマシタノデ、一應伺ッテ置キタイノハ、試補ノ修習期限ヲ縮メルト云フコトハ已ムヲ得ヌト思フ、併ナガラ此判事ハ少シ經驗ヲ積ム事ガ出來ルヤウニナルト辭職ヲスル、ソレハ固ヨリ自由デハアルガ、此事ニ付テハ何カ政府ノ御考デアリマスカ、一年六箇月ニシテ判事ニナル、直ニ何カ事故ニ托シテ辭シテシマヒ、他ノ業ニ就クト云フ弊害ガアルヤウニ思ヒマス、此事ハ御注意モアリマセウカ、何カ此事ニ付テハ多少ノ御考デアリマスカ

○政府委員(法學博士河村讓三郎君) 當局者ニ於キマシテモイロノ、苦心ヲ致シ、ソレニ付キマシテハ成ルベク司法官ノ公義心ヲ養成スルコトニ努メ、一面其改良スルコトヲ必要ト認メテ居ルノデアリマス

○望月長夫君 今段々御説明ヲ伺ヒマシタガ、一年六箇月間修習セシメテ試補ヲ、第二回試験ヲ實行シテ見ルト、唯今ノ説明デハ漸ク九分、即チ九割マデ及第スルヲシ、其方カラ申セバ大抵一年六箇月デ一人前ノ判檢事ニナレルト見デモ差支ナイカモ知レヌ、併ナガラ一方カラ見マシレバ、ヤハリ一年六箇月ノ修習デハ漸ク一割ノ落第者ヲ見ル、此落第ニナルトナラヌトノ分界點デ僅ニ及第シタ判檢事ト云フモノハ、先ヅ危ナ

イト思フ、是等ハヤハリ此法案ガ可決サレテ實行スル場合ニハ、此ノ如キ未ダ其實力ノ十分ニ信ズルコトノ出來ナイモノハ、成ルベク單獨ニ此人ガ或ハ裁判ヲナシ、或ハ檢事ノ事務ヲ行フト云フヤウナコトニ用弗シテ、ヤハリ及第後ニ於テモ、尙試験ヲ積ミ得ル方法ニ、之ヲ任用サレルコトニ當局者ニ於テモ御注意下サルコトヲ私ハ希望シテ、此希望ノ下ニ於テ本案ハ餘儀ナイモノトシテ贊成致シマス

○委員長(磯部四郎君) 別段御質問ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) 御質問ガゴザイマセヌケレバ、本案ハ即チ可決セラレタニ依ッテ決定シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ是ハ是デ濟ミマシタ、ソレカラ尙御諮リシマスガ後ノ監獄法案、刑法施行法案、ソレカラ裁判所構成法ノ部類、是等ノモノハドウ云フ方針ニ致シマセウ、其儘デ行キマスルカ、又大体ノ點ニ付テ御質問デモ了ツタ後、昨年ノ刑法ノ例ニ從ッテ幾名カノ特別委員デモ設ケルコトニ致シマセウカ、其邊ハ諸君ニ御諮リヲ致シマス

○阿部徳三郎君 ソレハ委員長ノ御意見見通リデ宜シイト思フノデゴザイマス、尙一應ノ質問ヲ了ッテ、サウシテ特別委員ヲ置イテ調査スル、ソレカラ又總會ヲ開クト云フ、斯ウ云フコトニシタラ宜シイト思ヒマス

○委員長(磯部四郎君) 唯今阿部君ノ御意見ニ對シテ、別段御異議ガアリマセヌカ

○望月長夫君 是ハドウデセウ、總體ノ質問ト申シタコロデ過日大臣ノ御述ベニナッタコトデ、大體分ッテ居リマスカラ止シタラ宜カラウト思ヒマス、別段質問モナイト思ヒマスカラ、是ハ唯今直ニ委員中カラ特別委員ヲ拵ヘテ、之ニ付託ヲシテ、其調査ヲ待ツコトニ致シマシテ、尤モソレデ總體ニ付テノ質問モアレバ、特別委員ノ調査ガ成ツタ後デモ出來ナイデハナイ、出來ルト云フコトヲ留保シテ此委員ニ付託シタラドウデセウ、私ハ其方ガ撈取ルダラウト思ヒマス

○委員長(磯部四郎君) サウスルト、阿部君ノ方ハ大體ノ質問ヲ終ヘテ特別委員ヲ設ケル、望月君ノ方ハ大体ノ質問ナドハ止シテシマデ、イキナリ特別委員ニ付託シタ方が宜カラウト云フ說デアリマスガ、諸君ノ御意見ヲ伺ヒマス

○板倉中君 私共ハ別段ニ質問ノ必要モナイヤウニ、今ノトコロデハ思ウデ居リマスルガ、併ナガラ特別委員ニ附スルニ致シマシテモ、ヤハリ大體ニ於ケル質問ガ出マシレバ、其後ニシタ方が都合ガ好イト思ヒマス、特別委員ノ參考ニナルベキ程ノ質問答辯等ガアレバ、尙更ノコトデアラウト思ヒマスカラ、ヤハリ阿部君ノ御説ガ穩當デアルト思ヒマス、之ニ贊成致シマス

○尾形兵太郎君 特別委員ヲ設ケルカ設ケナイカト云フコトノ先決ヲ願ヒタイ

○委員長(磯部四郎君) 設ケルカ設ケヌカト云フコトニナルト、是レカラ直グヤッテ往カナケレバナラヌ

○森肇君 私ハ考ヘマスルニ、既ニ是ハ貴族院ヲ經過シテ參リマシタノデ、貴族院ノ委員會ノ筆記録ヲ讀ミマシテモ、私共ハ既ニ其大體ノ意味ト云フモノハ了解シテ居ルノデゴザイマス、本會議ニ於キマシテ、此大體ノ趣意ニ付テハ既ニ當局大臣ヨリノ説明モアッタノデゴザイマスカラ、私ハ特ニ茲ニ大體ニ付テノ質問ナドト云フヤウナ必要ハナイト思フノデ、要スルニ望月君ノ說ニ贊成ヲ致シマシテ、直チニ之ヲ特別委員ニ付託シテ、サウシテ審査ヲナサシメタ結果ヲ本會ニ於テ審議ヲシタイト思ヒマス、ソレハ私共ハ思フニ本會ノ委員トナッテ居ル委員ハ、隨分監獄法ノコトデアラウガ平素御研究ニナッテ居ッテ、大抵貴族

院ノ筆記位ハ御一讀ニナッテ居ル諸君タラウト思ヒマス、殊ニ私共ノ所屬スル政友會ニ於テハ、委員會ヲ設ケマシテ精密ナル調査ヲ遂ゲテ居ルノデゴザイマス、ソレ故ニ私ハ望月君ノ說ニ贊成ヲ致シマス

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ阿部君ト望月君ノ意見ハチヨット違ッテ居リマスガドウデス、阿部君御讓リナスッデハ……

○阿部徳三郎君 多數ナラ御讓リシテモ宜シウゴザイマス

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ大体ノ質問ナク 特別委員ニ付託スルト云フコトニ其方が多數ノヤウニ見エマスカラ其方ニ決シマス、ソレカラ凡ソ其委員ト云フモノハ何名位ニ致シマセウ

(「十名」ト呼ビ「九名」ト呼フ者アリ)

○森肇君 其特別委員ト云フモノハ、委員長指名……

(「委員長ヲ加ヘテ十名」ト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) ソレデハサウ云フコトニ致シマシテ、委員長以外ノアトノ九名ハ委員長ヨリ指名致シマス、其指名ハ追ッテ申上ゲマス、ソレデハ今日ハ是デ散會シマス

午後一時五十七分散會

明治四十一年三月一日印刷

明治四十一年三月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局